

○佐藤委員長 民生常任委員会を開会いたします。

本日は全員の出席でございます。

初めに、令和3年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明願います。

○林市民生活部長 議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の7ページを御覧ください。2款1項5目、市民活動交流センター管理費211万1千円、ときわ市民ホール等管理費284万4千円、コミュニティセンター管理費319万3千円、地域活動センター管理費33万5千円についてでございます。これらは、利用料金制による指定管理者制度を導入している施設について、新型コロナウイルス感染症の影響による休館及びキャンセルに伴う収入減を補うため、指定管理者に対して補償金を支払おうとするものであります。財源につきましては、全額一般財源で措置しております。

以上、よろしく願いいたします。

○金澤福祉保険部長 議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、福祉保険部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の7ページを御覧ください。

3款1項2目障害者福祉費の障害者福祉センター管理費につきましては、本年6月20日までの緊急事態宣言期間における施設の休館に伴う減収等に対する指定管理者への補償金として、57万2千円を補正しようとするもので、財源は全額が一般財源です。

次に、その下の就労継続支援事業所生産活動活性化事業費につきましては、就労継続支援事業所が現在も新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることから、障害者の就労機会や工賃を確保するため、事業所が製作する布マスクを買い取り、製作過程等を収録した映像コンテンツと合わせて小学校等に配付しようとするもので、それらに要する経費として906万3千円を補正しようとするもので、財源は全額が一般財源です。

次に、障害者就労施設受注促進費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、障害者就労施設の商品を販売する機会が減少していることなどから、個人消費の拡大及び民間企業による発注を促進しようとするもので、それらに要する経費として1千98万5千円を補正しようとするもので、財源は全額が一般財源です。

次に、障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金及び、8ページになりますが、3目老人福祉費の介護サービス等事業者感染症対策支援金につきましては、ワクチン接種が進んでいる状況でも、一部の事業所で感染者が発生するなど、各事業所において引き続き万全な感染症対策を講じる必要があることから、各事業所におけるPCR検査や防護用品の購入等の感染防止対策に対する支援金として、それぞれ3千930万6千円、1億6千488万7千円を補正しようとするもので、財源はいずれも全額が一般財源でございます。

次に、その下の高齢者等健康福祉センター管理費及び近文市民ふれあいセンター管理費につきましては、先ほどの障害者福祉センター同様、本年6月20日までの緊急事態宣言期間における施設

の休館に伴う減収等に対する指定管理者への補償金として、それぞれ1万8千円、493万2千円を補正しようとするもので、財源はいずれも全額が一般財源でございます。

最後に、2項2目児童措置費の障害児通所支援等事業者感染症対策支援金につきましては、先ほど説明させていただきました支援金の2事業と同様、各事業所におけるPCR検査や防護用品の購入等の感染防止対策に対する支援金として、721万3千円を補正しようとするもので、財源は全額が一般財源でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○中村子育て支援部長 議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして、補正予算書に基づき御説明いたします。

補正予算書の8ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、施設等利用費給付費でございます。令和2年度中に受領した令和2年度北海道子育てのための施設等利用給付交付金について、超過交付となる分を道に返還するため、2千586万5千円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

次に、特別支援保育事業補助金です。保育士の加配に要する経費を補助しておりますが、当初の見込みよりも保育所等に入所する特別な支援を要する児童の入所が多かったため、730万円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

次に、私立一時預かり事業費です。国の子ども・子育て支援交付金の要綱改正に伴う保育体制充実加算の補助単価の増額及び要件の緩和に対応するため、1千196万6千円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金が398万8千円、道支出金が398万8千円、一般財源が399万円です。

次に、延長保育事業補助金です。国の子ども・子育て支援交付金の要綱改正に伴う延長保育事業の補助単価の増額に対応するため、140万6千円を補正しようとするものです。財源は、国庫支出金が46万8千円、道支出金が46万8千円、一般財源が47万円です。

最後になりますが、3款民生費、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費の子育て施設感染症対策整備費です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、市立保育所、放課後児童クラブ、愛育センター及び児童センターのトイレ、計13か所を洋式化するもので、664万6千円を補正しようとするものです。財源は、全額一般財源です。

以上、よろしくお願いいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 議案第4号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明を申し上げたいと思います。

補正予算書9ページを御覧いただきたいと思います。

4款1項2目の健康推進管理事務費でございます。国では、2022年度に、国民がパソコンやスマートフォン等を通じて各種検診の受診状況など、自身の保健医療情報を閲覧できるようマイナポータルでの提供や、市町村間での連携についても今後予定をしているところでございます。こうしたことから、がん検診に係る情報を自治体中間サーバーに副本登録できるようにするため、既存のがん検診システム等を改修する費用といたしまして、264万円を補正しようとするものでございます。財源の内訳につきましては、国庫支出金が176万円、一般財源が88万円でございます。

次に、その下にあります新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてでございます。新型コ

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンにつきましては、11月末までの希望者全員への接種完了を目標に、現在、順次接種を進めておりますが、11月までに終了しなかった方への接種対応のほか、今後予定されております3回目の追加接種に当たって必要となる接種券の作成、発送や、集団接種会場等の運営経費、及び時間外や休日に集団接種会場に医療従事者を派遣していただいた医療機関への補助金として、5億5千469万3千円を補正しようとするものでございます。なお、財源の内訳は、国庫支出金が5億1千877万9千円、道支出金が3千591万4千円となっております。

最後に、その下にあります新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費についてでございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症に係る感染者で、自宅待機することになった方に対し、安心して療養生活を送るための支援を行うもので、感染者の日常の状態を把握しているかかりつけ医による健康観察等について委託を行うことにより、自宅待機者のリスク管理と不安軽減を図ろうとするもので、これに係る委託料として349万5千円を補正しようとするものでございます。なお、財源は全額、道支出金となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、報告事項についてを議題といたします。

初めに、市有施設の敷地使用について、理事者から報告願います。

○林市民生活部長 市有施設の敷地使用について御報告申し上げます。

9月26日に行われました旭川市長選挙に関連いたしまして、投票管理者が公職選挙法違反の疑いで書類送検されたとの新聞報道がございました。その内容は、9月20日頃、選挙運動が禁止されている投票管理者でありながら、自分が応援する候補者の支持者が集まった会場で、候補者への投票を演説で呼びかける選挙運動を行ったというものでございましたが、その演説会場につきまして、市有施設を対象に市として独自に調査をした結果、神楽岡地区センターの駐車場が使われたことを確認いたしましたので、御報告いたします。

演説が行われた日は、緊急事態宣言の期間中でありまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当該施設は休館しており、駐車場につきましても同様に使用を認めていない状況の中、屋外ではございましたが、結果として市有施設が使用されたことにつきまして、市として誠に遺憾に思っております。

使用に当たっては、当該施設の指定管理者である神楽岡地区センター運営委員会が、市への連絡、相談をせずに使用を認めたものでありまして、今後につきましては、再発防止の観点から、施設使用時の各種事務手続等のチェック体制を含め、改めて各施設に対し厳格な対応を指示するとともに、同運営委員会に対しましては必要な措置を検討、実施し、二度とこのようなことが起こらないよう徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

○小松委員 報告を聞く範囲においては、新型コロナウイルス感染症対策として、公共施設の使用を制限していた。その期間内で、公共施設の駐車場が使われたと。指定管理者の独断で使われたということなのかなというふうに思います。

コロナ禍はもう2年近くになろうとしていて、この間、様々な対応策として、飲食の人数制限とか、公共施設の使用制限とかを繰り返されてきています。今回の公共施設の使用制限については、どのような形で指定管理者に周知徹底していたのか、まず伺います。

○成田市民生活部市民活動課主幹 市民生活部が所管する施設につきましては、本年8月20日から9月30日まで、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言により、原則休館する旨、各施設に対して通知を発出したところでございます。

○小松委員 それは何回かやっているんで、一般の市民も私どもも、休館ということになれば使用できない、こう受け止めるのが自然であります。行政側の通知で、駐車場は使ってもいいんじゃないのかというような誤解を生みかねない、そうした内容は含まれていたんですか。

○成田市民生活部市民活動課主幹 通知の内容といたしましては、包括的に休館するという内容になってございまして、9月26日の選挙につきましては、投票所となるところは使ってくださいという内容で通知しているところでございます。

○小松委員 地区センターに限らず、公共施設というのは、大体、駐車場も一体のものですから、誤解が生じるようなものはないだろうというふうに思います。

文書で通知をしていたというんで、これに疑問を感じれば、当然、使用する側、使用したい側は、何らかの問合せで確認をするというのが一般社会常識だというふうに思いますが、何らかの問合せはありましたか。

○成田市民生活部市民活動課主幹 この休館をしている期間中に、選挙運動で駐車場を使用したいという相談がありました。これは神楽岡地区センターであったかどうかというのは、数ある電話の中でありましたので、確証はないんですけども、恐らくそうでなかったのかなというふうに考えておりますが、市といたしましては、休館中であること、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、駐車場の使用は認められないと電話で回答した経緯がございまして。

○小松委員 何件かの問合せがあるんでしょうから、どこの地区センターからどういう問合せがあったのかというのは記録していないのかもしれない。これは分かりませんが、いずれにしても疑問があれば問合せというのが一般社会的な常識だと思います。

部長の報告で、新聞報道があった後、改めて公共施設について調査を行ったということですが、神楽岡地区センターの駐車場が活用されたというふうに行政として認識をしたのはいつの時点ですか。

○林市民生活部長 今お話がありましたとおり、私も先ほど報告しましたが、今回、対象と考えられる施設について全件調査をいたしました。その結果、去る10月19日の時点で回答を全ていただきまして、ほかの施設では事実関係はなかったと。私どものほうで神楽岡地区センターと確認できたということでもあります。

○小松委員 この使用を許したというのは、指定管理者として許したという受け止めでよろしいですか。

○林市民生活部長 指定管理者であるのか、その組織、あるいは個人、いろいろあるかと思えます

けれども、今、こちらについては捜査が入っている段階でありまして、詳細については私どもがただいまお答えすることにはならないというふうに考えております。

○小松委員 私も新聞の報道の範囲でしか知り得ませんが、特定の個人ですよ、投票管理者の立場の。この方が指定管理者の代表ではないと思うんですよ。確認できますか。指定管理者の代表なんでしょうか。

○林市民生活部長 こちらにつきましても、今、捜査中ということでお答えは差し控えさせていただきます。

○小松委員 皆さん方は、地区センターの管理運営を指定管理者制度による契約によって委託しています。この契約先の代表がどなたかということは、今回の事件と全く関係ありません。どなたが代表になっていますか。

○林市民生活部長 特定の個人の名前をとということではありませんけれども、こちらの運営委員会につきましては、地域の市民委員会あるいは町内会の役員、こういった方々の人選によりまして運営委員会が組織されておりまして、その中から代表が決められているということになっております。

○小松委員 現在の契約の締結時は、当事者の片方は西川前市長ですよ。相手方の契約者がいるでしょう。その方は、運営委員会という名称をもって契約しているわけではないと思う。代表者の名前をもって、運営委員会という名称ともども記載をして契約を結んでいると思うんですが、その代表者がどなたになっているのかということをお答えられない理由があるんですか。

○林市民生活部長 神楽岡地区センターの運営委員会の委員長ということでもありますけれども、アベさんという方が委員長をやっております。

○小松委員 運営委員会の代表の方は、報道を見る限り、何も名前が出てきていません。したがって、誰が許可したのかということをお代表の方に聞くということは、私はイロハのイではないのかと思うんですが、それはなさっていないんですか。

○林市民生活部長 今回の調査につきましては、おっしゃるとおり、そういったことも当然必要になってくるかと考えておりますけれども、今段階で確認したことにつきましては、その日に神楽岡地区センターで実際にこういった活動というか、使った事実があったかどうかの確認にとどまっておりますので、そこまでは承知しておりません。

○小松委員 管理運営を委託する契約を結んでいるわけで、その管理上、適切でないことが行われたということであれば、当然、今の契約をどういうふうにすることができるのか、今後、どういう考え方で対応しなければならないのか。そのためには、当然、どういう経緯があったのかということをお把握しなければなりません。今後どのような時期にそういうことをなさるおつもりですか。

○林市民生活部長 今回のこの件につきましては、休館中の施設を、駐車場とはいえ使ったということをごさいます、我々としても大変重く受け止めております。ただ、選挙の関係につきましては、私どもの立場でどうこうということではもちろんありません。

ただ、お話のとおり、所管している者として、管理責任というのは極めて重要なことであるというふうに考えてございます。したがって、先ほどの報告の中でも申し上げましたけれども、今後、まず再発防止の観点からの体制ですとか事務処理のチェック、こういったことは当然やらなければいけないというふうに思っていますし、実際に捜査の状況を見ながら、明らかになった段階では、当然、指定管理者である運営委員会のほうにどんな管理を行っていたか、こういったことを詳細に

調査した上で、必要な措置、対応を取らざるを得ないというふうに考えているところであります。

○小松委員 公共施設の使用制限を文書で通知していて、しかし残念ながら適切でない方法で駐車場が使われたと。皆さん方は、この事実を踏まえて、今の段階で、行政側の対応として何らかの見直しや改善をする必要があるという認識をお持ちなのか。分かりやすく通知していて、それを無視されて使われた、事前の行政の対応としてはこれ以上のことは、私はないのかなというふうに思うんですが、今の段階でその辺をどう受け止めていますか。

○林市民生活部長 確かに私どもは、お答えしたように、一定程度の作業というか、処理はしてきたところであります。ただ、いかんせん、やっぱり施設が離れていたりですとか、指定管理者にお願いをしているということから、当然事実把握に時間もかかっておりますけれども、実際、我々のほうが知り得た時間というのがもっと遅いタイミングだったと。こういったことで、特定の個人がどうかということではなくて、運営委員会、指定管理者と市の関係の中で、いかに速やかに事実関係を把握できるか、こういったところはいま一度検証する必要があるのかなというふうに反省をしておりますし、そういった中で実際にどういった体制がいいのか、そういうことも含めてしっかりと対応していくということが必要だというふうに思っています。

また、指示についても、当然文書で通知は出しておりますけれども、それだけで足りるのかということも含めて、これは担当も一緒になって現場の調査を踏まえた意見交換等も行いながら、実態をきちんと押さえた上で、現実的な対応を考えていきたいと、そのように考えております。

○小松委員 質問は以上で終わりますけれども、市内には、指定管理者制度を活用して管理運営を委託している公共施設が相当数あるんですね。私は、その地域の皆さん方が運営委員会をつくって、その地域の公共施設を管理運営するというのは、やっぱり協働のまちづくりという観点から見ても必要だし、有効な手法だなというふうに考えてきました。それだけに、今回のこうした残念な適切さを欠く判断、対応が指定管理者としてなされたとすれば、やっぱり非常に問題であり、残念であるというふうに思います。

真相は分かりませんが、冒頭にも述べたように、駐車場は使えるんでないのかと思えば、当然、行政に連絡を取って確認をする、これが常識であります。そういう確認の電話が入ったけども、神楽岡地区センターと断言できる状況ではないという報告でしたので、そこは決めつけることはしませんが、非常に常識を欠いた対応が残念ながらなされた。しかも、こういう管理運営とか、行政としてどう考えるのかということを知らなかった人でないんですね、報道されている個人の方は。長年行政に携わっていた方で、あまり私は考えたくないんだけど、意図的、故意として対応されたという疑念も拭えません。それだけに、公共施設の今後の管理について、行政がしっかりとした今後の対応を強く求められているということを最後に申し上げて、この点に関する質疑は終わります。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、住宅前道路除雪(間口除雪)事業の見直し(案)に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 住宅前道路除雪(間口除雪)事業の見直し(案)に対する意

見提出手続の実施について御報告申し上げます。

住宅前道路除雪（間口除雪）事業の見直し（案）についてでございますが、本事業は、高齢者及び身体障害者で構成される世帯が居住している住宅におきまして、道路除雪作業後の残雪処理を自力または家族等によって行うことが困難な場合、その残雪に配慮した除雪を実施し、世帯員の日常生活道路を確保するものでございまして、現在の制度では、対象世帯の認定に当たり、自力での除雪の可否を判断するための明確な基準がなく、申請者の自己申告による取扱いとなっておりますことから、今後、真に除雪の支援を必要とする世帯に対する制度としてより適正に運用していくため、対象世帯の要件について見直しを行おうとするものでございます。

この見直し案の策定に当たりましては、地区除雪連絡協議会、地区市民委員会、地域まちづくり推進協議会、民生委員児童委員連絡協議会、及び令和2年度の協力団体の関係団体から、その内容について御意見を頂戴などしながら検討し、見直し案として内容を取りまとめたことから、意見提出手続を行おうとするものでございます。

見直し案の内容についてでございますが、配付資料に基づき御説明させていただきます。

資料の下から2段目、見直しの内容と考え方を御覧ください。現行の高齢者の年齢要件を70歳以上から80歳以上に引き上げるとともに、高齢者のうち70歳から79歳までの方につきましては、介護認定を受けていることを要件とし、病弱者につきまして、性別の要件を撤廃しようとするものでございます。また、病弱者及びその他市長が認めた世帯につきましては、医師の診断書等、自力による除雪が困難であることを判断できる書類等の提出、民生委員や町内会長などの第三者から、支援が必要な世帯である旨の意見を求めることとしております。加えまして、世帯要件の見直しに伴い、対象世帯から除外となる世帯に対する経過措置としまして、除雪支援者が引き続き支援を継続する場合に限り、3年程度、当該世帯を経過対象世帯として取り扱うものとしております。

この見直し案につきましては、11月22日から12月23日までの間、意見提出手続を実施した後、意見提出手続でお寄せいただいた御意見を踏まえまして、来年の第1回定例会に関連する予算案を提案し、新年度から新要件を適用した事業実施を予定しているところでございます。

以上、よろしく御願い申し上げます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

○小松委員 今、委員会に提出された資料を見て私も驚いているんですが、この見直しで何人の方が対象から外れますか。

○柴福祉保険部長寿社会課主幹 令和2年度の実績になりますけども、3千720世帯が対象となっておりました。新要件を適用した場合には、2千400世帯程度を見込んでおりますので、約1千300世帯が対象から外れるということになります。

○小松委員 いろんなところと意見交換をしたというのは部長が述べられたが、この資料には、見直しの動機、なぜ見直しするのかという肝腎要が記載されていないんですが、理由についてお聞かせください。

○柴福祉保険部長寿社会課主幹 見直しの理由につきましては、協力団体、それから協力者の皆様と意見交換あるいはアンケート等々をさせていただいておりますけれども、その中で、自力で除雪可能な方が相当数含まれているということが、アンケートの回答、それから意見交換の中でも指摘をされておきまして、自力による除雪ができない方について、住宅前の道路除雪、間口除雪の対象

として実施してきた経過がございますので、そこの部分を明確にしたいということで見直しを図ろうとするものでございます。

○小松委員 質疑したいんだけど、できるだけ聞きたいことだけ聞いていきます。

一つの特徴は、70歳以上または重度身体障害者のみの世帯から、年齢を80歳以上に変えました。ただ、80歳以上については、これは機械的でいいのかな、介護度の適用がなくても、80歳以上です。

今、答弁があったように、自力でできる人が制度の対象になっているじゃないかという意見が出たと。皆さん方は、自力でできるかどうかは年齢で区切って判断できるんですか。80歳未満の方は自力でできる、80歳以上の方はできない、そんなことはないでしょう。だから、制度改正の理由を聞いたら、自力でできる人が制度に含まれている、おかしいんじゃないのかという意見が出たというのが動機だという答弁をされた。それは80歳以上にした理由になっていますか。御説明ください。

○登野福祉保険部次長 私どものほうとしましては、年齢で一定程度、80歳以上の方であれば、やはり除雪に対して非常に困難な方が多いだろうということで、80歳以上の方については要介護認定等の制限を設けることなく対象者とするというような考え方を持ちました。70歳から79歳までの方については、比較のお元気な方が多いということを前提に、要介護認定の条件をつけさせていただいたという考え方でございます。

○小松委員 自力で除雪できる人をできるだけ除外しようとしたら、80歳以上よりは85歳以上のほうがより高まるんですよ。90歳以上にしたほうがより高まるんですよ、自力でできない人の割合は。何で80歳にしたんですか。

○登野福祉保険部次長 基本的には、80歳というところが、除雪をしていただく部分については、一定程度目安としてよろしいんじゃないかというような考え方で設定をしたものでございます。

○小松委員 目安ね。目安で組み立てた制度ね。分かりました。

もう一つ要件をつけているんですよ、介護度を適用すると。客観的な除雪困難者を定める、これは70歳から79歳までは介護度、そういう基準をつけようとしている。

介護保険の第1号被保険者は65歳以上の方なんです。介護度で判断するなら、67歳の人が自力でできない可能性だってある。69歳の人だって自力でできない可能性がある。客観的な要素を組み込んで対象に加えましょうっていう皆さん方が、65歳以上からの介護度適用を基にしないで、70歳以上とした理由は何ですか。

○登野福祉保険部次長 今回の見直しに当たりましては、現行制度をいかに見直しするかということで、今、委員から御指摘のあった年齢要件を下げるといったような考え方を持ってはおりませんでした。あくまでも現行制度の70歳以上の中で、自力でできる方について、この制度を活用するのではなくて御自身で除雪をしていただくということを考慮して、この見直し案をつくらせていただいたというのが現状でございます。

○小松委員 組立てが論理的でないですね。目安といい、一つの客観的要素を取り入れて対象者を定めようとしても、70歳以上だと。それ以下でも自力困難な人は、多いか少ないかは別にしても、そういう要素があるわけで、65歳以上から介護度がつくわけだから。現行制度からスタートしているからそこは考えなかった。組立てに少し無理があるのではないのかと思います。

それから、現行の70歳以上というのは、高齢者という定義は時代の変遷とともに移り変わってきます。60歳以上が高齢者、あるいは70歳以上が高齢者。その後、制度がいろいろ変わって、高齢者の定義が前期高齢者は65歳以上、後期高齢者は75歳以上と移り変わってきたんですよ。80歳以上の高齢者というのは、私は聞いたことがないのだが、目安とかそういうことでつくられているから、この制度は80歳以上を高齢者という定義をしていますって言われれば、いい悪いの判断はあっても、しかし高齢者という文言、規定をあまり弄ばないほうがいい。制度によって様々になってきているんですよ、様々に。それを80歳で定めるなら、目安でなくて確たるものを検討して、誰もが聞いてなるほどって思えるような提案をすべきではなかったのかというふうに私は思います。

今日は報告を聞いたただけだから、この後、しかるべきところで質疑をしたいというふうに思います。以上で、この項目を終わります。

○佐藤委員長 他に御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ次に、敬老会事業の見直し(案)に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 敬老会事業の見直し(案)に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告申し上げます。

敬老会事業の見直しについてでございますが、多年にわたり、地域社会の進展に尽くされてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的に、地区市民委員会、地区社会福祉協議会などが実施する敬老会事業におきまして、近年、実施団体の役員の高齢化による担い手不足や経済的負担の増加のほか、市負担金の増加や敬老会事業の財源となっている基金の減少などが課題になっているところでございます。そのため、事業の実施に関する市費負担の増加の抑制を図るとともに、高齢者の方々のこれまでの功績や御努力に敬意と感謝を表し、長寿をお祝いさせていただき持続可能な事業とするために見直しを行おうとするものでございます。

このたびの見直し案の策定に当たりましては、事業実施団体であります地区市民委員会、町内会、地区社会福祉協議会及び祝賀行事実施施設から、その内容について御意見を頂戴するなどしながら検討し、見直し案として内容を取りまとめたことから、意見提出手続を行おうとするものでございます。

この見直し案の内容につきまして、資料に基づき御説明させていただきます。

資料の上から3段目、見直し(案)を御覧ください。対象年齢は77歳以上で変更はございません。市費負担の基準であります。現行では、敬老会対象者数に単価1千円を乗じた額を負担金として支出しておりましたが、見直し案では、77歳の誕生日を迎えられる方に、長寿祝い金として5千円を贈呈するとともに、敬老会祝賀行事開催補助金として、祝賀行事を開催する地区に対しまして、祝賀行事出席者実人数に単価2千円を乗じた額を補助しようとするものでございます。

なお、この祝賀行事開催補助金は、施設開催分は対象外としているところでございます。

さらに、祝賀行事におきまして、地域での交流、高齢者の健康、生きがいつくり等、地域の活性化につながる取組を実施した場合、資料の一番下の項目、祝賀行事開催加算金を祝賀行事参加者数に応じて開催補助金に加算して支出しようとするものでございます。

この事業の見直し案につきましても、先ほどの住宅前道路除雪事業と同様、11月22日から12月23日までの間、意見提出手続を実施した後、意見提出手続でお寄せいただいた御意見を踏まえまして、来年の第1回定例会に関連する予算案を提案し、新年度から新要件を適用した事業実施を予定しているところでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

○小松委員 1～2点だけちょっと。

この敬老会の在り方というのは、地域においても様々な意見があります。既に皆さん方御承知のとおり、開催が負担になる、こういう意見があります。一方で、その規模にもよるんですが、これはこの地域でどうしても必要な取組なんだって位置づけて取り組んでいる役員や、町内会などもあるんです。

そこで皆さん方は、2～3年前になりましたよね、そうしたところにアンケートも取って、意見を集約して検討を重ねてきたと思うんですよ。この資料の事業の見直しの背景のところに、欠席者を訪問して歩くのは負担が重いとか、役員の担い手不足で開催が大変だとか、財源のことも、3つぐらい書かれているんだが、これは、そのアンケートや皆さん方が地域と協議した中で出された意見の一つの内容だということは私も理解します。こうした意見を実際、私も聞いていますから。しかし、そうじゃない意見もあったわけですよ。何とか続けていきたいし、今までどおりやっていきたいとか、そこの兼ね合いね。この案と、そういうアンケートを取っていろいろな意見が寄せられたところと、何らかの形で合意形成に向けての努力、機会というのは設けられたり、対応してきたのかどうか、伺います。

○登野福祉保険部次長 この敬老会の見直しにつきましては、平成29年度から実施団体の皆様とお話をさせていただいて、現状、29年度の提案の際には、合意が得られないというようなところで、一度白紙撤回をいたしました。その後、平成30年度、令和元年度にかけまして、各地域の皆様と直接お会いをしてお話を伺いする場を設けたり、一部はどうしてもお会いする場が設けられなかったものですから、文書で照会をさせていただいた部分もでございます。

そのような中で、今、こちらのほうにも書いてありますけれども、やはり祝賀会を開催するときの担い手が不足をして大変なんだと。その中でも、特に欠席者への記念品の配付については、非常に負担であるというふうなお話もお伺いしたところでございます。そういうふうなところを踏まえて見直し案を作成したところでございますが、その後、じゃ各実施団体と直接お話をできているかということになりますと、実は、このコロナ禍で、直接お会いをしてお話をすることが難しいということで、文書によるやり取りでこの見直し案についての御意見をいただいたというところが実態でございます。

○小松委員 これも私、今、目にしたばかりですが、この問題は、今、次長にもお答えいただいたんですけども、長年皆さん方が、どういうふうにしていくのがベターなのかということで、努力されてきていることは私も十二分に承知しています。地域ごとに様々な意見、考え方があるということも承知しています。

このことについては、今後、別の機会でもた質疑をさせていただきたいというふうに思っています。以上で終わります。

○佐藤委員長 他に御発言はありますか。

○室井委員 ちょっと1点だけ聞きたいんですが、この見直し案は、こういうふうに委員会で議員に報告している中で、市長は御存じなんですか。市長に事前にお話をされていますか。先ほどの住宅前の間口除雪の関係も、先般私も質疑したばかりでもありますし、ちょっと驚きを隠せない。これは市長の公約等から相当乖離しているように私は思います。ですので、間違いなくこれを市長に提案しているのであれば、それはそれでまた別な機会にやりたいと思っているんですけども、どうですか。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 市長に対しては、就任後に御説明させていただいて、今回御報告させていただいている案件でございます。

○室井委員 いつ報告したんですか。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 ちょっと記憶が定かでないんですが、10月4日だったというふうに記憶しているところでございます。

○室井委員 市長が初登庁したのはいつでしたか。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 9月28日だったかと思います。

○室井委員 これはどたばたで市長に提案したというか、どんな状況でやったのか僕は分からないんですけど、私自身も改めてちょっと市長には確認します。

先ほど小松さんが言われたように、単純に対象年齢の問題ということも当然ありますけど、少しやっぱりショックを受けたんで、改めて確認をさせていただきます。

そして、敬老会の関係について、本当にこれでいいのかなど。実際に聞き取りというか、恐らくアンケートか何か出したと思うんですけど、どこまで現場のほうから、地域から答えていただいているのかどうなのか、この辺もよく検証させていただきます。小松さんじゃないけれども、今後はやっぱりこれに注目してやっていきたいというふうに思っていますので、その際はよろしく願います。

○佐藤委員長 他の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしますが、その他、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時54分